

第9回 関東地方整備局幹部との意見交換会(議事要旨)

要望内容	回答	回答部局	備考
①建築確認申請業務の円滑化について	<p>□建築確認申請件数は、今年4月には1～3号建築物、4号建築物とも対前年同月比の減少幅が大幅に減少しマイナス幅が一桁になっており順調に回復している。構造計算適合判定合格の件数も増加している。関東地整管内でも同様の傾向である。これまでの対策により回復してきているのでこれまでの取組みを継続していきたい。問題点等あればお知らせいただきたい。</p> <p>□最近の取組みについては、セーフティネット保証の対象業種の追加指定、計画変更に係る確認を要しない軽微な変更の取扱い、既存建築物における増改築工事の円滑化、図書省略による建築確認手続の簡素化等々取り組んでいる。</p>	建政部	
②鋼材価格の高騰に伴う単品スライド条項の適用などについて(単品スライド条項の適用、契約工期の弾力的な見直し、下請負代金の変更が適正に行われているか監視・指導体制の強化)	<p>□単品スライド条項の適用について、請負契約締結後の賃金又は物価の変動により当初の請負代金額が不適當になった場合には、請負代金額の変更について規定したスライド条項がある。このような場合には、請負契約書にもとつき協議していただきたい。国交省では、最近の鋼材の急激な値上がり、経営の圧迫要因となることを危惧しているところである。このようなことから、特定の資材価格が変動している現状を受け、国交省としても単品スライド条項の適用について大至急検討しているところである。なお、同条項の適用基準が定めればホームページなどを通して広くお知らせしてまいりたい。</p> <p>□契約工期の弾力的な見直しについて、鋼橋上部工事の工期設定については、社団法人日本橋梁建設協会より平成19年9月20日付けで、橋梁向け鋼材の供給状況について調査し、従来90～100日の入荷状況だったものが、120～150日以上という結果が示された。そこで、関東地整の運用として、「鋼橋上部工事の工期に関する当面の措置について」を平成20年1月24日付けで各事務所に通知し、標準工期設定に加え、2ヶ月(60日)間の期間を見込み発注することとしている。</p> <p>一般土木工事など鋼橋上部工事以外に鋼材を使用する工事においては、工事内容が多様多岐な事から、鋼材の納入期間が工程に及ぼす影響を当初より標準的に見込むことは難しい。発注後、当初予想していた条件や状況が変わり、工期内に工事を完成させることが出来なくなる場合などは、協議をしていただきたい。協議の結果、工期延期することが妥当と判断する場合は、工期変更を行う。</p> <p>□下請代金変更適正のための監視・指導体制の強化について、単品スライド条項を適用した下請代金額の変更については、建設工事標準下請契約約款第22条に、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について記載されているところ。従って、本要望に関して、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適當となり、これを変更する必要があると認められるときは、約款第22条第1項に基づき、相手方に対して協議していただくこととなる。その際には標準下請契約約款による書面契約が重要である。また、第22条第2項に該当し、協議を求めたにも拘わらず、協議に一切応じないなどの不当な対応があった場合については、具体案件が生じた際に、「駆け込みホットライン」等を通じてご相談いただきたい。</p>	企画部	
③技能労働者の労働条件改善と労働生産性の向上について(低賃金化の改善、労働生産性の向上、基幹技能者等の評価・活用)	<p>□低賃金化の改善に関連して、公共工事設計労務単価は、公共工事の予定価格の積算に使用する労務単価であり、その予定価格の決定に当たっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格等を考慮して適正に定めることとされている。これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を毎年定期的に調査し、公共工事設計労務単価に反映しているところである。</p>	企画部	

要望内容	回答	回答部局	備考
<p>③技能労働者の労働条件改善と労働生産性の向上について(低賃金化の改善、労働生産性の向上、基幹技能者等の評価・活用)</p>	<p>□労働生産性の向上について、発注者と請負者は、工事目的物を完成させるために請負契約を締結している。その契約の中で、工事目的物を完成するために必要な一切の手段は請負者が定めることとしている。元請負者は、直接契約関係にある下請負人のみならず、工事の施工にあたるすべての建設業者を監督し、工事全体の施工を管理する必要がある。関東地方整備局では、適切な施工体制の確保を目的に、平成14年度から、「施工体制の一斉点検」を年1回実施している。その点検の中で、関東地整の職員が、下請負業者に対しても直接ヒアリングを実施し、元請業者が下請業者に対して、不当に低い請負代金での契約や、不当な使用資材等の購入強制等を行っていないかなどの確認を行っており、今後も引き続きこれらの点検を実施してまいりたい。また、そうした中で下請の技術提案も聞く事ができる。</p> <p>□基幹技能者等の評価・活用について、工事の専門分業化が進む中、公共工事の品質確保にあたっては、発注者と受注者、元請と専門工事業者等下請が良好なパートナーシップの下、それぞれの役割と責任を果たすことにより確保されるものであり、特に技術者や技能者の技量は工事の品質に直接的に影響するものと認識しているところである。専門工事業者等、下請企業の評価については、平成19年度から優良下請企業等表彰を実施し、関東地整では22社22人を表彰した。総合評価方式においては、今年度から優良下請企業表彰を受けた企業の活用を評価項目として取り入れたところである。また、配置予定技術者の評価項目において、資格要件とは別に工事に有効な資格を工事の特性に応じて設定し評価することができるようにした。</p>	<p>企画部</p>	
<p>④法令遵守の徹底と元請下請契約の適正化について</p>	<p>□平成19年度「建設業法令遵守推進本部」の活動状況については別紙3-1参照。</p> <p>□低価格受注による下請け業者へのしわ寄せの排除のための取り組みについては、国土交通省における「低価格受注問題検討委員会報告」(H20.3.31)において、「下請不適正取引を行った建設業者に関する端緒情報の収集機能の強化としての下請取引に関する書面調査の見直し」、又、「下請不適正取引に対して下請業者が行うべき対応の周知・徹底」等がとりまとめられているところである。関東地方整備局としても、それらを踏まえ、実施してまいりたい。</p> <p>□各都県許可部局と連携し、指導・監督の強化を図ることについては、建設業者の大部分が知事許可業者であることから、その必要性について痛感しているが、本来の監督権者が都県知事であることから、今後、管内都県に対し、要請して参りたい。なお、貴団体及び傘下会員団体におかれても、都県単位団体等を通じ、都県への要望等を行われるようお願いする。また、公正取引委員会との連携については、国土交通省と同委員会の連絡会議時において、違反被疑義行為の情報収集に係る協力、違反被疑義行為の審査に係る協力について、申し合わせたところであり、今後、具体的な取組みについては、公正取引委員会からの要請に基づき、協力を図っていくと本省より聞いている。</p>	<p>建政部</p>	